

第十五条の五 法第十五条の二第一項の規定により、路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 休止又は廃止しようとする路線

三 休止又は廃止の予定日

四 路線の休止に係る場合は、予定する休止の期間

五 休止又は廃止を必要とする理由

2 前項の届出書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする路線の路線図及び現況を記載した書類

二 その他地方運輸局長が公示する事項を記載した書類

3 法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める場合における同項の路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の届出書には、前項第二号の書類に代えて、当該路線の休止又は廃止が旅客の利便を阻害しない旨を証する書類を添付しなければならない。

(意見の聴取)

第十五条の六 地方運輸局長は、法第十五条の二第一項による届出(同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更の届出を除く)があつたときは、当該届出の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示するものとする。

第十五条の七 法第十五条の二第二項の利害関係人(第十五条の九において「利害関係人」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 法第十五条の二第一項の規定による路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更の後に当該路線において旅客の利便の確保を図ることが想定される者

二 旅客その他の者であつて地方運輸局長が当該休止又は廃止に関し特に重大な利害関係を有すると認めるもの

第十五条の八 法第十五条の二第二項の地方運輸局長の意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 届出の件名及びその番号

三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

2 前項の申請は、第十五条の六の規定による公示の日から十日以内に、これをしなければならない。

第十五条の九 地方運輸局長は、法第十五条の二第二項の意見の聴取をしようとするときは、その十日前までに、関係地方公共団体及び前条第一項の申請書を提出した利害関係人に對し、意見の聴取の日時及び場所(地域協議会において聴取をする場合には、その旨)並びに当該路線の休止又は廃止の内容を書面で通知する。

2 意見の聴取は、公開とする。ただし、地方運輸局長が特に必要があると認める場合には、この限りでない。

(事業計画変更の日の繰上げ)

第十五条の十 地方運輸局長は、法第十五条の二第三項の通知を行う場合には、同条第二項の意見の聴取を終了した日から二十日以内に、書面をもつてこれを行うものとする。

第十五条の十一 法第十五条の二第五項の規定により、事業計画の変更の日の繰上げの届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更繰上届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 休止又は廃止の日を繰り上げようとする路線

三 法第十五条の二第一項の規定により届け出た休止又は廃止の予定日

四 繰上げ後の休止又は廃止の予定日

(運行計画)

第十五条の十二 法第十五条の三第一項の一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 運行系統(定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送すること(以下「定期観光運送」という。)を目的として定めたものにあつては、その旨を明示すること。)

二 運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯ごとの運行回数並びに始発及び終発の時刻(運行回数が地方運輸局長が指定する運行回数以下のものにあつては、運行時刻)

三 一年を通じて継続して運輸をするものでないときは、運輸をする期間

2 前項第二号に掲げる事項の記載に当たつては、行事等の事由による一時的な需要に応じて追加的に運行される事業用自動車の運行回数並びに始発及び終発の時刻又は運行時刻を除くものとする。

(運行計画の届出等)

第十五条の十三 法第十五条の三第一項又は第二項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の設定又は変更の届出をしようとする者は、運行の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運行計画設定(変更)届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする事項(変更の場合にあつては、書類及び図面により新旧の運行計画(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)

三 実施予定日

2 運行計画の設定又は変更(運行系統の変更に係る場合に限る。)の届出書には、運行系統図を添付しなければならない。

第十五条の十四 法第十五条の三第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次に掲げるものとする。

一 運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯ごとの運行回数(変更後の運行回数が当該運行系統について地方運輸局長が指定する範囲内の回数となる変更に係るものに限る。)

二 運行系統ごとの始発及び終発の時刻

三 運行系統ごとの運行時刻(運行回数の変更に伴うものにあつては、変更後においても運行回数が当該運行系統について地方運輸局長が指定する運行回数以下となる変更に係るものに限る。)

2 前項の事項に関する運行計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運行計画事後届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更した事項(新旧の運行計画(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)

(運行計画の変更の届出に関する手続の省略)

第十五条の十五 法第十九条第一項の認可、一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可、法第十五条第一項の認可又は事業の譲渡及び譲受、合併、分割若しくは相続による事業継続の認可を申請しようとする者は、それらの許可又は認可に伴つて運行計画の変更をしようとするときは、当該許可又は認可の申請書に変更しようとする事項を記載した書類(書類及び図面により新旧の運行計画(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)を添付することにより、運行計画の変更の届出に関する手続を省略することができる。

第十六条中「免許を受けた」を「運行している」に改める。